

第 9 8 号議案

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年八王子市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法 <b>第 1 9 条第 1 1 号</b> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法 <b>第 1 9 条第 1 1 号</b> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法 <b>第 1 9 条第 1 0 号</b> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法 <b>第 1 9 条第 1 0 号</b> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理</p>

するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

3 法第26条の規定により読み替えて適用する法第22条第1項ただし書の規定により、**法第19条第9号**の規定による特定個人情報の提供については、市規則で定める特定個人情報について、法の目的に鑑みて、手続を行うものとする。

するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

3 法第26条の規定により読み替えて適用する法第22条第1項ただし書の規定により、**法第19条第8号**の規定による特定個人情報の提供については、市規則で定める特定個人情報について、法の目的に鑑みて、手続を行うものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。